

下関市監査委員公表第12号
平成30年6月7日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小野雅弘
同	大賀一慶
同	木本暢一
同	山下隆夫

記

1 監査の対象

豊北総合支所

地域政策課、市民生活課、旧農林水産課、旧建設課

教育委員会教育部

豊北教育支所

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年2月28日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成30年4月2日から平成30年5月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。

以上